

お取引時の確認にご協力ください

信用組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設・200万円を超える大口の現金取引・10万円を超える現金の振込などの際に、本人確認書類のご提示と、ご職業（事業内容）、お取引を行なう目的などの確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただいております。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

取引時確認が必要な取引

- 1 口座開設のお取引の開始等
- 2 200万円を超える大口の現金によるお取引時
- 3 10万円を超える現金でのお振込、公共料金等の払込み（国や地方公共団体へ各種税金・料金の納付を除く）などのお取引時
- 4 上記（1から3）以外にも取引時確認をさせていただく場合がございます。

お客さまへの確認事項・確認方法およびお持ちいただくもの

1 個人のお客さま

下表の方法、本人確認書類の提示により、（1）氏名、住所、生年月日（2）職業（3）お取引目的を確認させていただきます。（※1）

確認事項	確認方法/確認書類（原本をお持ちください）
(1) 氏名、住所、生年月日	<p>以下のいずれかの書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。</p> <p>次の①から⑥の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくことによりご本人の本人確認を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">① 運転免許証② 運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）③ 旅券（パスポート）④ 個人番号カード（※2）⑤ 身体障害者手帳⑥ 官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの（ただし、ご本人から提示された場合などに限ります。） <p>次の⑦から⑬の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただいた上で、⑦から⑬の他の本人確認書類等の原本をご提示いただくこと等によって、ご本人の本人確認を行います。（※4）</p> <ol style="list-style-type: none">⑦ 各種健康保険証⑧ 共済組合の組合員証・加入者証⑨ 国民年金手帳⑩ 児童扶養手当証書⑪ 母子健康手帳⑬ お取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑証明書（※3）

	<p>次の⑭から⑯の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくとともに、当該取引に係る書類などをお客さまに郵送し、到着してことを確認することによってご本人の本人確認を行います。(※5)</p> <p>⑭ 住民票の写し(※3)</p> <p>⑮ 住民票の記載事項証明書(※3)</p> <p>⑯ 印鑑登録証明書(⑬を除く)(※3)</p> <p>⑰ 官公庁から発行・発給された書類</p>
(2) 職業	<p>職業(例えば会社員、公務員、パート、主婦等)を窓口等でご申告ください。</p> <p>(確認書類の提示は必要ありません)</p>
(3) 取引を行なう目的	<p>取引を行なう目的(例えば給与受取、年金受取、貯蓄等)を窓口等でご申告ください。</p> <p>(確認書類の提示は必要ありません)</p>
(4) 「外国PEPs(※6)」の確認	<p>お客さまが「外国PEPs(ペップス)」に該当するか否かについてご申告ください。(確認書類の提示は必要ありません)</p>

(※1) 代理人など名義人本人以外の方が来店された場合は、来店された方の氏名、住所、生年月日を運転免許証等の本人確認書類により確認を行います。

また併せて名義人ご本人の方より取引を委任されていることを委任状等の書面により確認を行います。

(※2) 個人番号(マイナンバー)の通知カードは、ご本人確認書類として使用できません。

(※3) 当組合が提示または送付を受ける日前6ヶ月以内に作成されたものに限られません。

また、その他の本人確認書類は当組合が提示または送付を受ける日において有効なものに限られますので、ご注意ください。

(※4) 補足書類の代わりに、後日、通帳・キャッシュカード・お取引にかかわる書類等を当組合より郵送し、到着したことによりご本人確認とさせていただく方法があります。(10万円を超える元金によるお振込等を除く)

(※5) 後日、通帳・キャッシュカード・お取引にかかわる書類等を当組合よりお客さまに郵送し到着したことを確認させていただきます。

(※6) 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加の対応をお願いさせていただきます。

(1) 「外国政府等において重要な公的地位にある方」との取引

(2) 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族との取引

【ご留意事項】

ア 10万円を超える現金による振込みなどを行う際は、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認ができる本人確認書類を提示してください。

イ 日本にお住まいでない外国人の方が、200万円を超える現金の受払いを伴うお取引や10万円を超える現金による振込みなどのお取引をされる場合には、本人確認書類として国籍および旅券等の番号の記載がある旅券等を提示いただくことにより、お取引いただくことができます。

2 法人のお客さま

下表の方法、本人確認書類の提示により、(1) 名称、本店または主たる事務所の所在地、(2) ご来店された方氏名、住所、生年月日等、(3) ご来店された方が手続者として取引を行う事由、(4) 事業内容、(5) お取引目的、(6) 実質的支配者に該当する方の氏名、住所、生年月日、(7) 「外国PEPs」の確認等を確認させていただきます。

確認事項	確認方法/確認書類（原本をお持ちください）
1) 名称、本店または主たる事務所の所在地	① 登記事項証明書（※7） ② 印鑑登録証明書（※7） ③ 官公庁から発行・発給された書類
2) 名称、本店または主たる事務所の所在地	上記【個人のお客さまの場合】に記載されている確認方法/本人確認書類と同じです。
3) ご来店された方が手続者として取引を行う事由	法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書類等（委任状等）
4) 事業内容	① 登記事項証明書（※7） ② 定款 等
5) お取引目的	お持ちいただく書類はございませんが、当組合の窓口等で確認させていただきますので、予めご確認のうえご来店下さい。
6) 実質的支配者に該当する方の氏名、住所、生年月日	
7) 「外国PEPs」の確認	お客さまが「外国PEPs（ペップス）」に該当するか否かについてご申告ください。（確認書類の提示は必要ありません）

（※7）当組合が提示または送付を受ける日前6ヶ月以内に作成されたものに限られません。

また、その他本人確認書類は当組合が提示または送付を受ける日において有効なものに限られますのでご注意ください。